

板橋区障がい者（児）日常生活用具費等支給要綱

（昭和 57 年 5 月 11 日区長決定）

（目的）

第 1 条 この要綱は、在宅の障がい者（児）に対し、日常生活用具の購入のための費用又は居住する在宅の設備を改善若しくは設置するための費用（以下「日常生活用具費等」という。）の一部の支給を行い、もって日常生活の利便を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の例による。

- （1）身体障がい者 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳を所持する者をいう。
- （2）知的障がい者 東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年 3 月 20 日 42 民児精発第 58 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく手帳を所持する者をいう。
- （3）精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳を所持する者をいう。
- （4）難病患者等 障害者の日常生活用具及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 1 条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成 27 年 6 月 9 日厚生労働省告示第 292 号）に掲げる疾病に罹患している者をいう。
- （5）日常生活用具費 日常生活用具の購入のための費用のことをいう。
- （6）住宅設備改善費 居住する在宅の設備を改善又は設置するための費用のことをいう。
- （7）用具等 日常生活用具及び居住する在宅の設備をいう。
- （8）受術者 疾病を原因として人工肛門造設術により人工肛門を受術した者又は尿路変更術により人工膀胱を受術した者で、造設口を永久に造設した者をいう。
- （9）併用者 人工肛門及び人工膀胱の造設口を併せて造設している者をいう。
- （10）扶養義務者 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 752 条に定める配偶者のほか、同法第 877 条に定める直系血族及び兄弟姉妹並びにこれら以外の 3 親等内の親族のうち家庭裁判所が特に扶養義務を負わせた者で、助成対象者と生計を一にしている者をいう。

（日常生活用具費の支給の対象となる種目）

第 3 条 日常生活用具費の支給の対象となる種目は、別表 1 の「種目」欄に掲げるもののうち、これらの表の「性能」欄に掲げる性能を有するものとする。

2 既に支給を受けた日常生活用具費と同一の種目に係る支給を受けようとする者は、前回の支給日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過するまでは、支給対象外とする。ただし、次の各号に掲げる場合にはこの限りでない。

- (1) 修理不能により日常生活用具の使用が困難となった場合
- (2) 日常生活用具費の支給の方が日常生活用具の部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合
- (3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が日常生活用具の使用効果が向上する場合

(住宅設備改善費の支給の対象となる種目)

第4条 住宅設備改善費の支給の対象となる種目は、別表2の「種目」欄に掲げるものとする。ただし、家屋の新築に伴うもの及び個人が所有、賃貸契約により使用している専有部分内において改修等するものでないものは対象としない。

2 住宅設備改善費の支給は、用具としての浴槽（湯沸器を含む。）又は便器の購入に係る費用の支給の有無にかかわらず支給することができる。

3 小規模住宅改修に係る費用の支給については、次のいずれかの住宅設備改修を対象とする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他(1)から(5)に付帯して必要となる住宅改修

4 中規模住宅改修については、次のいずれかの住宅設備改修を対象とする。

- (1) 小規模住宅改修において給付の対象となる改修で、小規模住宅改修の給付を受けてなお足りない部分についての住宅改修
- (2) 小規模住宅改修において給付の対象とならない改修で、区長が必要と認める住宅改修

(支給対象者)

第5条 日常生活用具費等の支給対象者は、区内に居住する者であって別表1及び別表2の「対象者」欄に掲げるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、対象者から除外する。

- (1) 現に障害者支援施設、児童福祉施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設の

ぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、救護施設又は老人ホーム等に入所中の者（通所者を除く。）及び入院中の者。ただし、日常生活用具費等の支給により退所、通所若しくは通院が可能であるとされる者若しくは短期間の入院中の者又は頭部保護帽、点字器、人工喉頭、歩行補助つえ（一本つえ）、収尿器及びストマ用装具、洗腸装具、紙おむつに係る費用の支給対象者についてはこの限りでない。

- (2) 重複障がい者であって、当該障がいの程度が別表「対象者」欄に定める障がい程度以外の者
- (3) 自己の所有に係る家屋以外に居住する者であって、その家屋の所有者又は管理者から設備の改善若しくは設置につき承諾を得られない者
- (4) 現に購入しようとする用具と同一種目の日常生活用具を所有している者
- (5) 対象者（障がい児を除く。）又は世帯員のうち、当該年度（ただし、申請が 4 月から 6 月にあつては前年度）の特別区民税（市町村民税を含む。以下「特別区民税」という。）に係る所得割の最多課税者の課税額が 46 万円以上の者（ただし、当該年度に災害等で罹災した者その他区長が支給を必要と認める者を除く。）。
- (6) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）その他の法令の規定に基づき、日常生活用具と同様の種目の支給等を受けることができる者

2 介護保険法第 40 条の規定に基づく居宅介護住宅改修費及び同法第 52 条の規定に基づく介護予防住宅改修費の支給対象となる住宅改修を行おうとする者は、当該住宅改修費の支給を受けてなお不足する部分のみ住宅設備改善費の支給を受けることができる。

（支給の申請及び決定）

第 6 条 支給の対象となる者は、日常生活用具費等の支給の申請にあたっては、日常生活用具費及び住宅設備改善費（購入）支給申請書（別記第 1 号様式）に、当該年度の特別区民税額を証明する書類及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、区長に提出するものとする。この場合において、障がいの程度の確認等のため必要があると認めるときは、区長は、別に指定する書類を提出させることができる。

- (1) 住宅設備改善費の支給を申請する者 工事計画書、家屋所有者承諾書及び工事見積書
- (2) 自己所有住宅以外の住宅に係る住宅設備改善費の支給を申請する者 前号に掲げる書類のほか家屋賃貸借契約書の写し
- (3) 難病患者等 診断書（別記第 1 号の 2 様式）

2 区長は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げるところによりその内容を審査し、日常生活用具費等の支給を決定したときは日常生活用具費及び住宅設備改善費支給券（別記第2号様式）及び日常生活用具費及び住宅設備改善費支給決定通知書（別記第3号様式）を、当該支給に係る申請を却下したときは却下決定通知書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。

(1) 当該申請者の経済状況、身体状況、住居状況及び居住地域環境等を実地に調査すること

(2) 支給対象者が18歳未満の者であるときは、必要に応じて児童相談所長の意見を聞くこと

3 区長は、前項の規定により支給を行うことを決定したときは、支給対象者及びそれらの者の扶養義務者に対して本制度の趣旨及び条件等を十分説明するとともに、当該支給後も家庭訪問等により、当該支給に係る用具等の適正な使用及び管理が図られるよう万全を期すものとする。

（支給の方法）

第7条 前条第2項の規定により、日常生活用具費等の支給の決定を受けた者（以下「支給決定者」という。）及びその扶養義務者（以下「支給決定者等」という。）は、用具の購入又は設備の改善若しくは設置について事業者と契約を結ぶものとする。

2 日常生活用具費等の支給は一世帯あたり同一種目について1件とする。ただし、区長が必要と認めるときはこの限りでない。

3 事業者が日常生活用具を引き渡すにあたっては、支給決定者等の居住地において引き渡すものとする。

（設備の改善又は設置に係る届出）

第8条 住宅設備改善費の支給決定者が、設備の改善又は設置を行ったときは、工事完了後速やかに住宅設備改善工事完成届（別記第5号様式）（以下「完成届」という。）を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する完成届の提出があったときは、速やかに実地調査を行い、工事計画に基づく工事の施工の適否について判定し、次の各号に定めるところにより必要な措置をとるものとする。

(1) 工事の施工状況が適当と認められた場合 設備の使用を承諾する。

(2) 工事施工上瑕疵がある場合 事業者に対し再工事を命じる。

- (3) 申請者が工事計画の内容を著しく変更して事業者に工事を指示し、事業者がこれに従ったことが明らかに認められた場合 本制度に基づく支給決定を取り消す。

(費用の支払い)

第9条 支給決定者等は、用具の購入又は設備の改善若しくは設置に要する費用の全額を事業者に直接支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給決定者等が希望するときは、一月につき、障害者の日常生活用具及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条（平成18年政令第10号）各号に定める負担上限月額（当該負担上限月額が用具の購入又は設備の改善若しくは設置に要する費用として同一の月に支払う額の合計額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額とする。以下「利用者負担額」という。）を事業者に支払うことができるものとする。ただし、別表1に規定する種目「点字図書」の利用者負担額は、点字図書の原本となった一般図書（活字図書）の購入価格相当額とする。
- 3 前2項の規定による支払いは、支給決定者等が日常生活用具費等の支給の対象となる用具の購入又は設備の改善若しくは設置をした際に行うものとする。この場合において、事業者は、当該支払いをした支給決定者等に対し領収書を交付しなければならない。
- 4 第2項の規定により支給決定者等が利用者負担額を事業者に支払ったときは、区長は、支給決定者等の委任に基づき、日常生活用具費等として支給決定者等に支給されるべき額の限度において、支給決定者等に代わり、当該事業者に支払うことができる。
- 5 前項の規定による支払いがあったときは、支給決定者等に対して日常生活用具費等の支給があったものとみなす。

(費用の請求)

第10条 前条第1項の規定により、事業者に費用の全額を支払った支給決定者等は、区長に対し、第6条第2項の規定により決定した日常生活用具費等の支給額（別表1及び別表2の「基準額」欄に掲げる額をいう。）から、支給決定者等の利用者負担額を控除した額を、日常生活用具費及び住宅設備改善費請求書（別記第6号様式）により請求するものとする。

- 2 事業者は、区長に対して支給決定者等に係る日常生活用具費等を請求する場合には、支給決定者等から受領した日常生活用具費及び住宅設備改善費支給券を添えて請求しなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、区長は、事業者から日常生活用具費等の適法な請求を

受けた日から 30 日以内にその額を支払うものとする。

- 4 申請した支給対象者が死亡した場合、その死亡した者に支払うべき日常生活用具費で、まだ支払っていないものがあるときは、その未支払金は、その者の同居の親族又は生計が同一と認められた親族に支払うことができる。

(支給の決定等の特例)

第11条 第6条から前条までの規定にかかわらず、区長は必要があると認めるときは、支給決定者のうち、第6条の規定による申請のあった日の属する月から第5条に規定する支給対象者でなくなった日の属する月までを支給期間とする者（以下「受給資格者」という。）及び次に掲げる手続きを、別に定めることができる。

- (1) 前条に規定する費用の請求に係る特例の手続き
- (2) 受給資格者に係る届出の手続き
- (3) 受給資格者が第5条に規定する支給対象者でなくなった場合の通知の手続き

(日常生活用具費等の返還)

第12条 区長は、偽りその他不正な手段により、日常生活用具費等の支給を受けた者があるときは、支給された当該日常生活用具費等の全部又は一部を、その者から返還させるものとする。

(用具等の管理)

第13条 支給決定者等は、用具等の管理にあたっては、次の各号によるものとする。

- (1) 支給決定者等は、当該用具等をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 支給決定者等は、最善の注意をもって用具等の使用、維持及び管理をしなければならない。
- (3) 区長は、支給決定者等が前号の規定による注意を怠って用具等を破損等した場合には、当該用具等の給付に係る費用の再支給を保留することができる。
- (4) 区長は、支給決定者等が第1号の規定に違反した場合には、当該支給決定者に対して改善命令を行うことができる。
- (5) 区長は、支給決定者等が前号の命令に従わない場合には、日常生活用具費等の全部又は一部の返還を求めることができる。

(給付台帳の整備)

第14条 区長は、日常生活用具費等の支給の状況を明確にするため、日常生活用具費及び住宅設備改善費支給台帳（別記第7号様式）を整備しておかなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、昭和57年5月11日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和58年12月15日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和59年5月16日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和60年8月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和61年10月20日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和62年7月16日から適用する。

付 則

この一部改正は、昭和63年10月3日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成2年1月31日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成2年10月23日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 3 年 5 月 9 日から施行し、平成 3 年 4 月 10 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 4 年 6 月 29 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 4 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 5 年 8 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 6 年 11 月 1 日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この一部改正は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

2 板橋区重度心身障害者（児）屋内移動設備給付事業実施要領（昭和 63 年）は廃止する。

付 則

この一部改正は、平成 10 年 1 月 29 日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 12 年 1 月 20 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 12 年 9 月 1 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 14 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、平成19年6月29日（以下「施行日」という。）から施行し、平成19年7月1日から適用する。ただし、第9条第2項にただし書きを加える改正規定については、平成19年4月1日から適用する。
- 2 板橋区人工肛門・人工膀胱用装具購入費助成事業運営要綱（昭和60年6月14日区長決裁）第7条の規定に基づき決定された人工肛門・人工膀胱用装具購入費の支給で、施行日前から施行日以後に引き続くものは、この要綱による改正後の板橋区重度障がい者（児）日常生活用具費等支給要綱（昭和60年6月14日区長決定）第6条及び第11条の規定に基づき決定されたものとみなす。

付 則

この一部改正は、平成 19 年 11 月 19 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

（適用の特例）

この要綱の適用の際、地上放送デジタル化への移行を理由とした、日常生活用具費用の支給の対象となる種目の別表 1 情報受信装置（本体のみ）については、第 9 条第 2 項の利用者負担額を無料とする。ただし、平成 24 年 3 月 31 日までに設置工事を完了したものにつき適用する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要綱による改正後の別表 1 人工喉頭の項の規定は、平成 27 年 10 月分の日常生活用具費の支給から適用する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、前項の規定による施行の日以後に受理した支給の申請について適用し、同日前に受理した支給の申請については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、前項の規定による施行の日以後に受理した支給の申請について適用し、同日前に受理した支給の申請については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、前項の規定による施行の日以後に受理した支給の申請について適用し、同日前に受理した支給の申請については、なお従前の例による。

付 則

この一部改正は、決定の日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、前項の規定による施行の日以後に受理した支給の申請について適用し、同日前に受理した支給の申請については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

No,	種目	対象者				性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 (等級)	年齢・状態等				
1	情報・通信支援用具	視覚	視覚（１・２級） 上肢（１・２級）	身体障がい者（児）		視覚又は上肢に重度障がいのあるものがパソコンを操作する時に必要とするソフト・周辺機器。	５年	１００，０００円
				備考	基準額内の場合は併給することができる			
2	ポータブルレコーダー	視覚	視覚（１・２級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）		① 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 又は、 ② 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	６年	(録音再生機) ８５，０００円 (再生専用機) ３５，０００円
3	視覚障害者用時計	視覚	視覚（１・２級）	１８歳以上の身体障がい者		視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年	(触読式) １０，３００円 (音声式) １３，３００円
4	点字タイプライター	視覚	視覚（１・２級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）		視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	５年	６３，１００円
				備考	本人が就労若しくは就学しているか、あるいは就労が見込まれている者に限る			
5	音声式体温計	視覚	視覚（１・２級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）		視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	５年	９，０００円
				備考	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
6	音声式体重計	視覚	視覚（１・２級）	１８歳以上の身体障がい者		視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	５年	１８，０００円
				備考	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
7	音声式血圧計	視覚	視覚（１・２級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）		視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	５年	９，５００円
				備考	視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
8	点字ディスプレイ	視覚	視覚（１・２級）	１８歳以上の身体障がい者		文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年	３８３，５００円

No,	種目	対象者			性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 （等級）	年齢・状態等			
9	活字文書読み上げ装置	視覚	視覚（１・２級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの、もしくはICタグに音声情報を登録し、その音声情報を読み取って再生することができるもので、視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
10	音響案内装置	視覚	視覚（１・２級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	10年	12,000円
11	電磁調理器	視覚	視覚（１・２級） 上肢（１・２級） 下肢（１・２級） 体幹（１・２級） 知的（１・２度）	18歳以上の身体障がい者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） 18歳以上の知的障がい者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
12	点字器	視覚	視覚	身体障がい者（児）	視覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの	7年	10,400円
13	視覚障害者用読書器	視覚	視覚	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	① 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの ② 撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの ※ ②は視力障がい１級の身体障がい者（児）に限る。	8年	198,000円
14	屋内信号装置	聴覚	聴覚（２級）	18歳以上の身体障がい者	音、音声等をフラッシュ光、アラーム音、振動により知覚できるもの	10年	87,400円
				備考 聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る			
15	フラッシュベル	聴覚	聴覚（２・３級） 音声・言語（３級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）	音、音声等をフラッシュ光等により知覚できるもの	10年	12,400円

No,	種目	対象者			性能	耐用 年数	基準額	
		主な 障害	障害種別・疾患 (等級)	年齢・状態等				
16	会議用拡聴器	聴覚	聴覚 (2・3・4級) 音声・言語 (3・4級)	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）		障がい者（児）が容易に使用し得るもの	6年	38,200円
17	聴覚障害者用通信装置 (携帯用ファックス 又はファックス)	聴覚	聴覚 音声・言語	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）で、聴覚又は音声、言語機能に著しい障がいをする者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの		一般の電話に接続することができ音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障がい者（児）が容易に使用し得るもの	5年	25,000円
18	携帯用信号装置	聴覚	聴覚（2・3級） 音声・言語（3級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）		送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	6年	20,200円
19	情報受信装置	聴覚	聴覚	身体障がい者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能となるもの		字幕及び手話通訳付きの番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者（児）が容易に使用し得るもの 文字放送デコーダーに係る給付のための費用の支給に当たってテレビ内蔵型に係る給付のための費用の支給をする場合は、文字放送デコーダーを内蔵していない同一機種との差額分が対象となる。	6年	88,900円
20	携帯用会話補助装置	音声・ 言語 肢体	音声・言語 肢体	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）のうち、音声言語機能障がい者（児）又は肢体不自由者（児）であって、音声言語の著しい障がいをするもの		①携帯式でことばを音声又は文書に変換する機能を有し障がい者が容易に使用し得る専用機器 ②操作する時に必要とするソフト及び周辺機器	5年	①285,000円 ②100,000円
21	人工喉頭	音声・ 言語	音声・言語	身体障がい者（児）で、喉頭を全摘出したこと等により、音声機能を喪失したもの		笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 埋込型用人工鼻 医療保険適用外の物品に限る。	笛式 4年 電動式 5年 埋込型用人工鼻	(笛式) 5,150円 気管カニューレ付の場合は 3,193円増しとする。 (電動式) 72,203円 価格は電池又は充電器を含む。 (埋込型用人工鼻) 23,100円（月額）
				備考	埋込型用人工鼻は、埋込型の人工喉頭を常時使用する者に限る			

No,	種目	対象者				性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 (等級)	年齢・状態等				
22	浴槽 (湯沸器を含む)	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級）	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）		和式・洋式を問わず実用水量１５０リットル以上のもので、重度の身体障がい者（児）が容易に使用できるもの 湯沸器は水温２５℃上昇させたとき毎分１０リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの	８年	１４１，２００円 (浴槽のみ) ５８，３００円 (湯沸器のみ) １０４，９００円
				備考	湯沸器の給付は浴槽と同時に行うものとするが、区長が必要と認める場合には、浴槽及び湯沸器を個々の種目として給付できるものとする。ただし、主として入浴時に使用することを前提とし、この使用目的以外に湯沸器単独の給付を行わないこと 右記の条件を満たす場合には、浴槽と湯沸器を組み合わせた簡易な風呂であっても、浴槽（湯沸器を含む。）として給付できること			
23	入浴担架	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級）	原則として３歳以上の身体障がい者（児）（入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る）		障がい者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	(洋式) ８２，４００円 (和式) １３３，９００円
24	入浴補助具	肢体	下肢 体幹 難病等	① 原則として３歳以上の身体障がい者（児）で、入浴の介助を必要とするもの ② 難病患者等で、入浴に介助を要する者		入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置（取り替え）にあたり住宅改修を伴うものを除く	８年	９０，０００円
				備考	基準額内の場合は併給することができる 難病患者等の場合、診断書を要する			
25	移動・移乗支援用具	肢体	平衡 下肢 体幹 難病等	① 原則として３歳以上の身体障がい者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とするもの ② 難病患者等で、下肢が不自由な者		転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置（取り替え）にあたり住宅改修を伴うものを除く	８年	６０，０００円
				備考	難病患者等の場合、診断書を要する			
26	便器	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級） 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者（児） ② 難病患者等で、常時介護を要する者		腰かけ式のもの。ただし、設置（取り替え）にあたり住宅改修を伴うものを除く	８年	１６，５００円
				備考	難病患者等の場合、診断書を要する			
27	特殊便器	肢体	上肢（１・２級） 知的（１・２度） 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者（児） ② 原則として学齢児以上の知的障がい者（児）で、自ら排便の処理が困難なもの ③ 難病患者等で、上肢機能に障がいのある者		容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、設置（取り替え）にあたり住宅改修を伴うものを除く	８年	１５１，２００円
				備考	難病患者等の場合、診断書を要する			
28	特殊マット	肢体	①下肢・体幹（１級） ②知的（１・２度） ③下肢・体幹（１・２級） ④難病等	原則として、 ① １８歳以上の身体障がい者（常時介護を要するものに限る） ② ３歳以上の知的障がい者（児） ③ ３歳以上１８歳未満の身体障がい児 ④ 難病患者等で、寝たきりの状態にある者		① じょくそうの防止を目的とするもの ② 失禁等による汚染若しくは損耗を防止するため、マット（寝具）にビニール等を加工したもの	５年	① １００，０００円 ② １９，６００円
				備考	難病患者等の場合、診断書を要する			

No,	種目	対象者			性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 (等級)	年齢・状態等			
29	頭部保護帽	肢体	平衡 下肢 体幹 知的（１・２度）	① 身体障がい者（児） ② 知的障がい者（児）で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	対象者①について、 A スポンジ、革を主材料とするもの 15,656円 B スポンジ、革、プラスチックを主材料とするもの 37,852円 価格はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については価格欄の額の80%の範囲内の額とする。 対象者②について、 12,160円
30	訓練椅子	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級）	原則として3歳以上18歳未満の身体障がい児	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100円
31	特殊寝台 (訓練用ベッド含む)	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級） 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者（児） ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者及び下肢又は体幹機能に障がいのある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、必要に応じ使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	162,800円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
32	移動用リフト	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級） 難病等	① 原則として3歳以上の身体障がい者（児） ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者	対象者を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。） 介護者の軽減を図るものであり、安全性に配慮されたもの	4年	257,500円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
33	体位変換器	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級） 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者（児）（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。） ② 難病患者等で、寝たきりの状態にある者	介護者が、対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			
34	特殊尿器	肢体	下肢（１級） 体幹（１級） 難病等	① 原則として学齢児以上の身体障がい者（児）（常時介護を要する者に限る。） ② 難病患者等で、自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	154,500円
				備考 難病患者等の場合、診断書を要する			

No,	種目	対象者			性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 （等級）	年齢・状態等			
35	ガス安全システム	肢体	①下肢（１級）、 体幹（１級） ②その他	① １８歳以上の身体障がい者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る） ② １８歳以上の身体障がい者で、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失したもの（喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る）	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	８年	４２，２００円
36	歩行補助つえ（１本杖）	肢体	下肢 その他	身体障がい者（児）で、歩行補助つえの使用により歩行機能が補完されるもの	主体－木材（十分な強度を有するもの） 外装－ニス塗装 主体－軽金属 外装－塗装なし	３年	主体－木材 ２，３１０円 主体－軽金属 ３，１５０円 夜光材付とした場合は、４３０円（全面夜光材付とした場合は１，２６０円）増しとする。価格は１本当たりのものであること。 外装に白色または黄色ラッカーを使用した場合は２７３円増しとすること。
				備考 補装具（歩行補助杖）の支給ができない場合を原則とする			
37	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	内部	①呼吸器（１・３級）、心臓（１・３級）、その他（※） ②難病等	人工呼吸器の装着が必要な、 ①障がい者（児）、又は同程度（※）のもので必要と認められるもの ②難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者（児）又は難病患者等が容易に使用し得るもの	５年	１５７，５００円
				備考 ①（※）は医師により同程度の障がいが認められたもの ②難病患者等 診断書の提出が必要			
38	ネブライザー（吸入器）	内部	①呼吸器（１・３級）、その他（※） ②難病等	① 身体障がい者（児）、又は同程度（※）の身体障がい者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの ※電気式たん吸引器との併用（両用器）の場合も可	５年	３６，０００円
				備考 ①（※）は医師により同程度の障がいが認められたもの ②難病患者等 診断書の提出が必要			
39	電気式たん吸引器	内部	①呼吸器（１・３級）、その他（※） ②難病等	① 身体障がい者（児）、又は同程度（※）の身体障がい者（児）で必要と認められるもの ② 難病患者等で、呼吸器機能に障がいのある者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの ※ネブライザーとの併用（両用器）の場合も可	５年	５６，４００円
				備考 ①（※）は医師により同程度の障がいが認められたもの ②難病患者等 診断書の提出が必要			

No,	種目	対象者			性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 （等級）	年齢・状態等			
40	空気清浄器	内部	呼吸器（１・３級）	１８歳以上の身体障がい者	障がい者が容易に使用し得るもの	６年	３３，８００円
41-1	ストマ用装具	内部	内部・その他	①身体障がい者（児）で、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っているもの ②前号と同程度（※）の人工肛門造設術又は尿路変更術（人工膀胱）受術者。ただし生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に定める被保護者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付（同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。）を受けている者を除く	ストマ用装具（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする ストマ用装具（尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする	—	ストマ用装具（消化器系） ８，８５８円（月額） ストマ用装具（尿路系） １１，６３９円（月額） 価格は１か所当たりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるもの等を含む月額であること。 洗腸装具 １７，７１６円（６カ月分）
				備考 ②（※）は医師により同程度の障がいが認められたもの			
41-2	紙おむつ	内部	内部・その他	ストマ用装具に代えて紙おむつ等の支給ができる ３歳以上であって、次のいずれかに該当する者 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者及び先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの イ 脳性麻ひ等脳原性運動機能障がい又は全身性運動機能障がいと重度の知的障がいの重複により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの		—	１２，０００円（月額）
				備考 ア、イは医師により認められたもの			
42	収尿器	内部	内部	身体障がい者（児）で、排尿障がい失禁状態にあるもの	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 ラテックス製又はゴム製 Ａ 普通型 Ｂ 簡易型 女性用 Ａ 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの Ｂ 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	１年	男性用 Ａ ７，９３１円 Ｂ ５，８７１円 女性用 Ａ ８，７５５円 Ｂ ６，０７７円

No,	種目	対象者			性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 （等級）	年齢・状態等			
43	排泄予測支援機器	肢体 ・ 内部	下肢（1・2級） 体幹（1・2級） ぼうこう機能障害 知的（1・2度）	原則として学齢児以上65歳未満の障がい者（児）	ぼうこう内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を本人又は介護者に通知するもの	5年	99,000円

No,	種目	対象者			性能	耐用 年数	基準額
		主な 障害	障害種別・疾患 （等級）	年齢・状態等			
44	透析液加温器	内部	内部	原則として3歳以上の身体障がい者（児）で、人工透析を必要とするもの（自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る）	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	5年	72,100円
45	ルームクーラー	肢体	肢体・その他	18歳以上の身体障がい者で、頸椎損傷等により体温調節機能を喪失したもの	障がい者が容易に使用し得るもの	6年	100,000円
				備考 医師により、 体温調節機能を喪失したものと認められたもの			
46	火災警報器		身体（1・2級） 知的（1・2度） 精神（1級）	① 身体障がい者（児） ② 知的障がい者（児） ③ 精神障がい者（児）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	31,000円
				備考 いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な①から③のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る			
47	自動消火装置		身体（1・2級） 知的（1・2度） 精神（1級） 難病等	① 身体障がい者（児） ② 知的障がい者（児） ③ 精神障がい者（児） ④ 難病患者等	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
				備考 いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な①から④のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る 難病患者等の場合、診断書を要する			

48	点字図書	視覚	視覚	原則として学齢児以上の身体障がい者（児）で、主に点字によって情報を入手しているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする	点字図書の価格
				備考 年間6タイトル又は24巻を限度とする ただし、辞書等一括して購入する必要があるものはこの限りでない		

No,	種目	対象者			基準額
		主な障害	障害種別・疾患 (等級)	年齢・状態等	
1	小規模住宅改修	肢体	下肢 (１・２・３級) 体幹 (１・２・３級) 内部 難病等	① 学齢児以上６５歳未満の身体障がい者（児）及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 ただし、特殊便器への取替えについては上肢２級以上の者とする ② 難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある者 備考 難病患者等の場合、診断書を要する	２００，０００円
2	中規模住宅改修	肢体	下肢（１・２級） 体幹（１・２級） 内部	学齢児以上６５歳未満の身体障がい者（児）及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者	６４１，０００円 ※小規模住宅改修との併給も可
3	屋内移動設備	肢体	上肢（１級） 下肢（１級） 体幹（１級） 内部	学齢児以上の身体障がい者（児）及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 備考 屋内移動設備及び階段昇降機の給付については、レール走行型の移動装置の機器本体及びスイッチ等機器本体の稼動に必要な付属器具並びにそれらの設備を取り付けるために要する設置費とする	機器本体 ９７９，０００円 設置費 ３５３，０００円
4	階段昇降機	肢体	上肢（１級） 下肢（１級） 体幹（１級） 内部	学齢児以上６５歳未満の身体障がい者（児）及び補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 備考 屋内移動設備及び階段昇降機の給付については、レール走行型の移動装置の機器本体及びスイッチ等機器本体の稼動に必要な付属器具並びにそれらの設備を取り付けるために要する設置費とする	直線型 ５００，０００円 曲線型 ９１０，０００円

(別記第1号様式)

日常生活用具費及び住宅設備改善費（購入）支給申請書

申請日 年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

(申請者)

住 所

氏 名

個人番号

対象者との続柄

電 話

下記のとおり日常生活用具費及び住宅設備改善費（購入）支給申請をいたします。

[決定に必要な個人情報の承認] 私は、区がこの申請にかかる決定のために必要な個人情報について区が保有する公簿を確認することを承認します。	年 月 日 申請者氏名
---	----------------

対 象 者	住 所						
	フリガナ 氏 名	(個人番号)					
	生年月日		性別		電話		
身 体 障 害 者 手 帳 障 害 名	手帳番号				交付年月日		
	障害種別					障害等級	
愛 の 手 帳 障 害 名	手帳番号				交付年月日		
	程度						
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳 障 害 名	手帳番号				交付年月日		
	障害等級						
難 病 患 者 等	疾患名						
購入を受ける 用具名							
希 望 す る 業 者	名 称						
	所在地						
	電 話				F A X		
該当する所得区分		生活保護 ・ 低所得 ・ 一般 ・ 一定所得以上					
生活保護への移行予防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。					

(別記第1号の2様式)

診 断 書

患者名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日
現住所				

疾患名	(合併症 :)
-----	----------

1 日常生活用具対象種目(給付が必要な種目にチェックをお願いします)

- ☐ 便器 ☐ 特殊マット ☐ 特殊寝台 ☐ 特殊尿器 ☐ 体位変換器
☐ 入浴補助具 ☐ 移動・移乗支援用具 ☐ 電気式たん吸引器
☐ ネブライザー ☐ 移動用リフト ☐ 特殊便器 ☐ 訓練用ベッド ☐ 自動消火装置
☐ 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) ☐ 小規模住宅改修

2 患者の状況(当疾患により、上記日常生活用具の給付が必要な状況について記入してください)

(発症時期 : 年 月頃)

3 在宅療養が可能な程度に状況が安定しているか否か。(該当箇所に○印)

①概ね3ヶ月程度は病状急変の可能性が少ないと判断 → (できる ・ できない)

②疾病の重症度が在宅療養可能な程度と判断 → (できる ・ できない)

(上記 ① ・ ② の主な理由 ・ 状態)

4 装置医療機器等

- ☐ ネブライザー ☐ 吸引器 ☐ 留置カテーテル ☐ 経管栄養
☐ 気管カニューレ ☐ 酸素療法 ☐ 人工呼吸器 ☐ その他()

		年 月 日
医療機関		
所在地	担当医 _____	
名 称	電 話 ()	内 線

※日常生活用具等対象種目につきましては、裏面をご参照ください。

日常生活用具等対象種目

種 目	対 象 者	性 能
便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	じょくそう又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するため、マット（寝具）にビニール等を加工したもの。
特殊寝台 （訓練用ベッド含む。）	同上	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的吸引されるもので難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入浴補助具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置（取り替え）にあたり住宅改修を伴うものを除く。
移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置（取り替え）にあたり住宅改修を伴うものを除く。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	難病患者等を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	容易に使用し得るもので、温水温風を出し得るもの。ただし、設置（取り替え）にあたり住宅改修を伴うものを除く。
自動消火装置	火災発生の感知及び避難が著しく困難な① 身体障がい者（児）で、その障がいの程度が１級又は２級のもの ② 知的障がい者（児）で、障がいの程度が最重度又は重度のもの③ 精神障がい者（児）で、その障がいの程度が１級のもの④ 難病患者等のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。
小規模住宅改修	下肢又は体幹機能に障がいのある者	

(別記第2号様式)

日常生活用具費及び住宅設備改善費支給券

支 給 番 号				支 給 年 月 日		年 月 日	
氏 名				生 年 月 日			
住 所							
保 護 者 氏 名						続柄	
用 具 の 名 称							
業 者	名 称						
	所在地						
	電話						
基 準 額			見 積 額		利用者負担額		
月 額 負 担 上 限 額			公 費 負 担 額		超 過 負 担 額		
上記のとおり決定する。							
年 月 日							
東京都板橋区長							
給 付 確 認	納入年月日			受 領 ・ 委 任	この支給券にかかる業務が履行され、利用者負担の額を支払いましたので、日常生活用具費及び住宅設備改善費の支払いを請求します。なお、この受領の権限を左記の事業者に委任します。		
	確認年月日						
	身体障害者福祉司				受領年月日		
	担当者				委任年月日		
受任業者名称・住所				受 領 ・ 委 任 者 氏 名			
				特 記 事 項			

(別記第3号様式)

年 月 日

日常生活用具費及び住宅設備改善費支給決定通知書

様

東京都板橋区長

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者	住所					
	フリガナ氏名					
	生年月日		性別		電話	
支給番号			支給決定日			
決定内容						
業者	名称					
	所在地					
	電話					
基準額			見積額		利用者負担額	
月額負担上限額			公費負担額		超過負担額	
教示事項						
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。						

〒
(電話)

(別記第4号様式)

年 月 日

様

東京都板橋区長

却下決定通知書

年 月 日に申請された日常生活用具費及び住宅設備改善費の支給につきましては審査の結果却下することに決定したので通知します。

1 申請事項

2 却下の理由

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別記第 5 号様式)

住宅設備改善工事完成届

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

住所
氏名

さきに決定のあった住宅設備にかかる改善工事が完了しましたので
提出します。

支給決定年月日	年	月	日
支給番号	第		号
工事完了年月日	年	月	日

上記のとおり完成届が提出されたので、年 月 日に調査
を実施した。

その結果は次の通りである。

1. 工事が計画通り施行されているので、適当と認める。
2. 工事施行上不備な点が認められるので再工事を命じる。
3. その他 ()

日常生活用具費及び住宅設備改善費請求書

(宛先) 東京都板橋区長

次のとおり、日常生活用具費及び住宅設備改善費を請求します。

年 月 日

支 給 番 号		決 定 年 月 日		
氏 名		生 年 月 日		
住 所				
保護者氏名		続 柄		
用具の名称				
基準額	見積額	利用者負担額	公費負担額	超過負担額

私に支給される日常生活用具費及び住宅設備改善費は、下記口座に振込んでください。

口 座 振 替 依 頼 書	銀 行 信用金庫 信用組合		普通口座 当座口座	口 座 番 号
	支店			
	フリガナ			
	口座名義人			

(別記第 7 号様式)

日常生活用具費及び住宅設備改善費支給台帳

[illegible]